

東京都マタニティパス交付等の助成に関する条例について

2018年9月12日
日本共産党東京都議会議員団

1. 条例案の内容について

母子健康手帳の交付を受けて一年を経過していない妊婦、産婦に 5,500 円分がチャージされた交通 IC カード、「マタニティパス」を交付する区市町村に対して都がその経費を全額補助するものです。

島しょなどで交通 IC カードの交付以外の方法で妊婦等への支援を行うことが適当な自治体に対しては、本条例案の目的に資する他の事業に対しても補助を行います。

施行日は 2019 年 4 月 1 日です。

2. 提出理由の説明

望まない妊娠や、10代の妊娠などによる未受診妊婦の問題、分娩の費用や出産後の経済的不安をはじめ、ひとり親家庭の5割を超える貧困率など、生活の困窮や困難が若い親たちを追い詰め、それが児童虐待の引き金になっているケースは少なくありません。

また、核家族化や近所づきあいの希薄化などによる、子育ての孤立化なども、子育ての難しさにつながっています。

本条例案は、マタニティパスの交付等を行う区市町村を支援することにより、妊婦等の通院や日常生活での外出等を支援することを目的としています。

3. 必要経費

この条例の実施に必要な費用は、約7億円を見込んでいます。